私有車の業務利用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自然再生センター(以下、法人という。)の職員 が所有する乗用車(以下、私有車という。)を業務に利用する場合の取り扱い基準につい て定めたものある。

(定義)

第2条 本規程のおける私用車とは、職員が所有、または使用する権利を有し、通常使用 している車両のうち自動車であり、安全に整備された車両で違法改造等をしていないも のをいう。

(適用対象者)

第3条 本規程は、すべての職員に対して適用する。

(私有車の業務利用)

- 第4条 法人は、業務の都合上必要な場合には、私有車を業務利用させることがある。
- 2. 私有車の業務利用に際しては、本規程および道路交通法(昭和35年法律第105号)を 遵守し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 飲酒運転(酒気帯び運転を含む。)
 - (2) 過労運転
 - (3) 速度違反運転
 - (4) 携帯電話を使用しながらの運転
 - (5) 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるときの運転
 - (6) その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

(判断基準)

- 第5条 私有車の業務利用は、原則として以下のすべてを満たさなければならない。
 - ① 職員の出張または業務による外出先が、原則として法人所在地を中心に半径 50 キロメートル以内であること
 - ② 私有車を利用することが、業務を遂行するうえで、機動性、経済性および能率の面から合理的であること
 - ③ 他の交通機関を利用することに比べ、明らかに時間の節約になること
 - ④ 自動車保険(任意保険)の加入については、原則として対物・対人賠償補償が無制限 の保険に加入していること

(誓約書の提出)

- 第6条 私有車を業務利用するにあたっては、「私有車の業務利用に関する誓約書」を、以下の書類を添付したうえ、提出しなければならない。なお、マイカー通勤にあたりすでに提出した書類があったとしても、重ねて提出しなければならない。
 - ① 自動車保険(任意保険)の証書の写し
 - ② 運転免許証の写し
- 2. 前項で提出した書類内容に変更または期間の更新があった場合はその都度提出しなければならない。

(費用の実費弁償)

第7条 私有車を業務に利用した場合には、費用は法人が負担する。費用については、自家用車交通費〔別表 4〕を基準とする。また、業務遂行のために利用した有料道路および有料駐車場の代金について、法人が必要と認めた場合に限りその料金を実費支給する。

(交通事故発生時の運転者の措置)

- 第8条 職員が私有車を業務に利用している際に事故を起こした場合は、次の措置をとらなければならない。
 - ① 直ちに運転を中止し、負傷者のある場合は、ほかの損害に優先して負傷者の救護にあたり、応急処置や救急車の手配等の措置をとること
 - ② 続発事故を防止する措置をとるとともに、警察署に事故の通知をし、指示があればそれに従うこと
 - ③ 軽微な事故であっても必ず法人に連絡し、指示を受けること
 - ④ 事故の相手がある場合は、その住所・連絡先・免許証番号・車両登録番号等を聴取しておくこと

(事故発生時の対応)

- 第9条 法人が職員に私有車を利用することを指示し、社用の途中で事故が発生した場合 の対応は以下のとおりとする。
 - ① 負傷または死亡した場合には、労働者災害補償保険法の定めるところにより処置する。
 - ② 運転中、当人の故意または重大な過失以外の原因で事故が発生し、その自己の額が当人の加入している自動車損害補償保険および自動車保険による補償額を超えるときは、その部分については法人が費用を負担する。

(道路交通法違反)

第10条 職員が私有車を業務に利用し、その途中において道路交通法に違反し、科料また は罰金に処せられたときは、その科料または罰金について法人は一切負担せず、職員が 負担するものとする。

付 則

- 1. この規程は、平成23年4月1日から実施する。
- 2. この規程は、平成31年4月1日から実施する。
- 3. この規程は、令和5年5月1日から実施する。